

保健所保健総務課

0742-93-8392

保健所健康増進課

0742-34-5129

総務部人事課

0742-34-5342

## 世界禁煙デーに伴う取り組みについて

世界保健機関(WHO)は、平成元年に5月31日を「世界禁煙デー」と定め、また、厚生労働省は、平成4年から世界禁煙デーに始まる1週間を「禁煙週間」と定めて、今年度は、たばこを減らすことで命を守ることを目的として、「オールジャパンで、たばこの煙のない社会を」を禁煙週間のテーマとして、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に取り組むこととされています。このことを受けて、本市においても、世界禁煙デーの日(5月31日)から、下記の取り組みを実施してまいります。

### 1. 世界禁煙デーパネル展示(保健総務課)

パネル展示期間:平成26年5月31日から6月8日まで

場所:奈良市役所 正面玄関(6/2~6/6)

はぐくみセンター 1階ホール (5/31~6/6)

はぐくみセンター 奈良市すこやかフェスタ (6/8)

### 2. 「禁煙おもてなし施設」事業(保健総務課)

事業名:「禁煙おもてなし施設」事業

目的:終日全面禁煙を実施している施設を募集・登録し、市民及び観光客等に広く周知することで、健康増進法第25条の規定による受動喫煙防止対策の普及啓発を図るとともに喫煙による健康への影響を防ぎ、たばこによる健康被害のないまちづくりの推進を目的とします。

(参考)健康増進法

第二節 受動喫煙の防止

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

実施主体:奈良市

事業概要

**登録対象施設**

市内の飲食店、小売業・サービス業店舗、公共交通機関等、福祉施設、宿泊施設、体育施設・娯楽施設、金融機関、社会教育施設・文化施設、事務所・会社等、公衆浴場、その他多数の者が利用する施設

## 登録要件

各禁煙区分別に、以下に掲げる項目をすべて満たしている施設を登録します。

### 区分：敷地内禁煙

- ・敷地内(建物を含む)が全て終日禁煙である。(従業員用スペース等含む)
- ・敷地内(建物を含む)が全て終日禁煙であることを標示している。
- ・敷地内(建物を含む)に終日灰皿等を設置していない。

### 区分：建物内禁煙(建物全体)

- ・建物全体が終日禁煙である。(従業員用スペース等含む)
- ・建物全体が終日禁煙であることを標示している。
- ・建物全体に終日灰皿等を設置していない。
- ・建物の出入口付近に終日灰皿等を設置していない。

### 区分：建物内禁煙(テナント等建物の一部)

- ・テナント等の内が終日禁煙である。(従業員用スペース等含む)
- ・テナント等の内が終日禁煙であることを標示している。
- ・屋内の共用部分からテナント等の内にたばこの煙・臭いが入らない。
- ・テナント等の内に終日灰皿等を設置していない。
- ・テナント等の出入口付近に終日灰皿を設置していない。

## 登録方法等

5月31日から市のホームページにて募集・登録を開始します。登録を希望する施設の代表者は、奈良市保健所保健総務課に施設名、禁煙区分等を申請していただきます。保健所は、提出書類及び聞き取りにおいて確認した後、要件を満たしている場合は、登録通知書・ステッカーを交付し、ホームページ等に「禁煙おもてなし施設一覧」として掲載いたします。

登録施設は、店舗入口等の利用者が分かりやすい場所にステッカーを掲示して、受動喫煙防止対策に取り組んでいただきます。

【ステッカー】 A5 サイズ



(敷地内禁煙用)



(建物内禁煙用)

### 3. 大学生に対するたばこ啓発(健康増進課)

今後、次世代を担う若者が、自身の健康に関心を持ち、主体的な健康づくりが実践できるよう、市内の大学等と連携し、学生を対象に、健康づくり啓発活動を計画し、そのなかで、受動喫煙防止と禁煙についても啓発できるよう検討をすすめます。

### 4. 奈良市職員の勤務時間中禁煙 ～受動喫煙防止のために～(人事課)

職員または市民の方が市役所敷地内の喫煙コーナーで喫煙し、非喫煙の方々に受動喫煙の害を及ぼすことは、昨今の社会規範では許されるものではありません。非喫煙者の受動喫煙防止と併せて喫煙習慣のある職員の健康増進のために、保健所長をリーダーとした受動喫煙防止対策検討庁内連絡会議の主導のもと、世界禁煙デーである5月31日を契機として受動喫煙防止対策のひとつとして、職員の勤務時間中禁煙の取組みを開始します。

受動喫煙防止対策としての禁煙は、職員はもとより、市民の皆様のご理解ご協力を得ることが、施策実現のために欠かすことが出来ない課題です。

そこで、まずは「隗より始めよ」の精神で、職員が率先垂範して受動喫煙防止対策を推進していることを示すことこそ重要であることから、職員の勤務時間中禁煙に取り組むこととします。

日 程	内 容	
平成 26 年 5 月 31 日 ～ 9 月 30 日	勤務時間中禁煙の実施に向けた啓発と禁煙支援の実施	禁 煙 支
平成 26 年 10 月 1 日～	勤務時間中禁煙の実施	

援の取組みとして、職員へのアンケート調査を実施し、喫煙実態を把握したうえで、次の禁煙支援等を実施します。

禁煙のための研修会の開催

禁煙マラソンへの参加促進

産業医・保健師による禁煙相談の充実

禁煙支援医療機関などの禁煙対策に関する情報提供・啓発

### 5. 今後の取組み

本市における受動喫煙防止対策の具体策や関係課の役割について検討するとともに、有識者や専門家によるアドバイスや助言をいただきながら、受動喫煙防止対策を進めてまいります。